

## ○高圧ガス製造施設等変更届（冷凍則）

### 根拠法令

- ・法第14条第4号                      冷凍則第18条

### 適用

1. 製造施設の位置、構造、設備の変更（軽微な変更の工事を除く）する場合
2. 製造する高圧ガスの種類を変更する場合
3. 製造方法を変更する場合

### 必要書類（あらかじめ届出）

1. 高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第6）
2. 変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）  
〈留意事項〉（1）～（5）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
  - （1）製造の目的
  - （2）製造設備の種類
  - （3）1日の冷凍能力
  - （4）圧縮機の性能
  - （5）法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項  
(添付すべき書面又は図面)
    - ①事業所全体平面図
    - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
    - ③フローシート又は配管図
    - ④高圧ガス製造施設配置図
    - ⑤機器等一覧表
    - ⑥冷凍能力の計算書
    - ⑦高圧ガス設備(特定設備, 指定設備及び大臣認定品を除く。)の強度計算書
    - ⑧冷媒設備気密性性能試験成績書及び耐圧性能試験成績書(配管を除く。)に対応する事項(指定設備にあつては、指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会が行う試験に合格したものにあつては、当該試験に合格した旨の証明書)の写し
    - ⑨上記①～⑧に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記①から⑨のうち、変更部分に係る内容を確認できる書類の添付すること。
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）